

森林政策

森林に関わる法律

日時：平成19年11月17日（土） 13:00～15:00

講師：小林 紀之（日本大学大学院法務研究科教授）

概況



森林に関わる法律というと「森林法」や「森林・林業基本法」が浮かびますが、森林は自然の一部であるということで、自然に関する法律全般について講義を展開していただきました。

本題に入る前に、用語の内容や概念を理解することは重要だということで、自然の「保全(Conservation)」「保存(Preservation)」「保護」「修復」という4つの言葉について詳しく整理をしました。たとえば、法律の名称によく使われる「保全」は、自然を管理して合理的に利用するという趣旨で、自然のままにという「保存」とは異なります。意味を理解して言葉を表現する大切さを思いました。

自然に関する権利には「自然享有権」と「自然の権利」の2つがあります。「自然の権利」については、アメリカの絶滅危惧種保存法において市民訴訟導入により自然物自体に法的権利を認めています。日本では、事例としてアマミノクロウサギの訴訟の紹介がありましたが、自然自体に原告適格の拡大を認めるのは困難な状況だそうです。

日本の自然に関する法律については、公害法の時代から比べると生態系の多様性が重視されています。また、住民参加の重要性も示されるようになりました。

自然保護法の2本柱のひとつ「自然環境保全法」の制定は、環境庁設置などの大きな動きがあったとの説明がありました。しかし、各省庁の対立や、第3条の経済調和条項的な条文のあることなどの問題点も指摘されました。

野生生物の保護の法律として、「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」の説明がありました。

次に、森林に関する法律として「森林法」と「森林・林業基本法」の説明がありました。森林・林業基本法は、元の林業基本法を大幅改正して制定され、森林の有する多面的機能の発揮が基本概念に新しく取り入れられ、持続可能な森林経営という規範が示されました。森林所有者の管理責任のくだりでは、森林整備の問題は所有者のみの問題ではなく、社会全体で支えるべきであることを強調されていました。

最後に、自然の権利訴訟についての事例(シマフクロウ対ルジャン事件など)の紹介がありました